

はじめに

平成17年10月に3市町合併で新市となった本市は、旧釧路市が平成10年12月に制定した環境基本条例及び平成13年3月に策定した環境基本計画を引き継ぎ、釧路湿原や阿寒湖をはじめ、多彩でかけがえのない豊かな自然に恵まれた都市として、この豊かな自然を次世代に引き継いでいくためにも、市の望ましい環境像「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」の実現に向け、取組みを進めています。

今日の環境問題は、産業公害、開発に伴う自然の減少及び都市生活型公害などが中心的課題であった高度経済成長期までの環境問題とは大きく変化しています。

大量生産・大量消費・大量廃棄、そして化石燃料依存の社会経済構造の定着により、人間生活から生ずる環境負荷が地球規模にまで拡大し、地球生態系のこれまでの精妙な均衡が崩れつつあるのではとの懸念が強まっています。

「地球温暖化・気候変動の危機」、「資源浪費による危機」、「生態系の危機」という3つの試練に対して、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を目指すことで、持続可能な社会に向けた取組みを、さまざまな主体の参加のもとに進めていく必要があります。

昨年10月には、生物多様性条約の第10回締約国会議、COP10が名古屋市で開催され、日本は議長国として環境分野においてリーダーシップを発揮することができました。

釧路市においても、本年4月から釧路市環境基本計画及び釧路市地球温暖化対策地域推進計画がスタートすることとなり、率先して環境問題に取り組んで参りたいと考えております。

本白書は、釧路市環境基本条例に基づく年次報告として、平成21年度における市内の環境の現況及び環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするためにとりまとめたものです。本白書が皆様に広く活用され、環境保全への理解をさらに深めていただくとともに、環境配慮行動を進めていく上での一助となることを願っております。

平成23年3月

釧路市長 蝦名大也